

三木町告示第 87 号

ゆめ応援金等審査会運営要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

三木町長 伊 藤 良 春

三木町要綱第 34 号

ゆめ応援金等審査会運営要綱の一部を改正する要綱

ゆめ応援金等審査会運営要綱（平成26年三木町要綱第47号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「体育協会の会員」を「スポーツ協会の会長」に改め、同条第 2 号中「会員」を「会長」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。